



福岡医発第1417号(地)

平成22年10月 5日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

宇佐市乳幼児医療費助成制度の改正について

今般、宇佐市より、現行の「宇佐市乳幼児医療費助成制度」を「宇佐市子ども医療費助成制度」に改め、平成22年10月1日から「入院」医療費助成対象年齢を小中学生までに拡大する旨、別紙のとおり通知が参りましたのでお知らせいたします。

本制度対象者が、福岡県の医療機関を受診した場合、償還払いで助成されることとなっております。また、同市では、「入院」医療費の一部自己負担金も市単独で助成されることとなっております。

つきましては、貴会におかれましてもご了知頂くとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本制度改正に関するチラシが別添のとおり作成され、市民に周知されております。
- 2) 本制度に関するお問い合わせについては、宇佐市子育て支援課 母子保健係(☎ 0978-32-1111)までご照会下さい。

記

「入院」医療費の助成対象年齢

【改訂前】 「0歳から小学校就学前まで」

【改定後】 「0歳から小中学生まで」

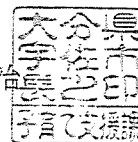
子育第 0929008 号

平成 22 年 9 月 29 日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

宇佐市長 是永 修治



宇佐市乳幼児医療費助成制度の改正について

当市の乳幼児医療費助成事業につきましては、常日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 22 年 10 月 1 日から現行の「宇佐市乳幼児医療費助成制度」を「宇佐市子ども医療費助成制度」に改め、「入院」医療費助成対象年齢を小中学生までに拡大いたします。

小中学生の「入院」医療費も大分県内の医療機関では、現物給付方式で助成し、県外の医療機関で受診した分は、償還払いで助成します。

宇佐市では、「入院」医療費の一部自己負担金も市単独で助成いたします。

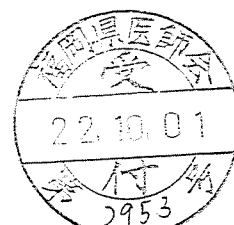
つきましては、貴医師会に加入しています医療機関に周知方お願いします。制度の概要は、別紙のとおりです。

なお、市民の方々に制度の改正について、広報で周知し、小中学生の家庭にお知らせのチラシを配付していることを申し添えます。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

担当：子育て支援課 母子保健係 松木・辛島

電話：0978-32-1111 内線（627・629）



宇佐市子ども医療費助成制度

平成22年10月1日から現行の「乳幼児医療費助成制度」を「子ども医療費助成制度」に改め、内容が下記のようにかわります。

- ① 「入院」医療費の助成対象年齢を小中学生まで拡大します。宇佐市では、一部自己負担金も市単独で助成します。

乳幼児医療費助成制度		子ども医療費助成制度（平成22年10月1日から）		
区分	0歳～小学校就学前	区分	0歳～小学校就学前	小中学生
入院	自己負担なし	入院	自己負担なし	自己負担なし
通院	自己負担なし	通院	自己負担なし	自己負担あり

- ② この制度を利用するためには受給資格者証が必要です。受給資格者証には、乳幼児用と小中学生用の2種類があります。
各々の受給資格者証は、次の時期に申請手続きにより交付します。

- 乳市単独 乳幼児用(0歳から小学校就学前まで)
出生届出後、お子さんの保険証ができた後・転入の方は転入手続き後
- 学市単独 小中学生用
入院が必要になった際

現在、交付している「乳幼児」の受給資格者証は、今後も有効期間内は使用できます。

※平成22年10月1日から宇佐市子ども医療費受給資格者証の公費負担者番が以下のとおりとなります。

宇佐市	公費負担者番号	
	未就学児	小中学生
	83449116	83448118

- ③ 助成の上限額を80,100円とする規定を廃止し、所得区分に応じた高額療養費の自己負担限度額まで助成します。

受給資格者証交付時に、入院医療費が高額の場合は、「保険証」、「受給資格者証」に加えて、保険者から交付される「高額療養費限度額適用認定証」を提示するよう保護者に説明していますが、医療機関様でも入院になった際、再度説明をお願いします。